

公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書

1. 業 務 名 公共測量作業効率化のための調査検討業務
2. 所属事務所 国土地理院
3. 方 式 簡易公募型プロポーザルに準じた方式
4. 公 示 日 令和8年3月25日
5. 選定通知日 令和8年4月30日

参加表明書提出者	選定の有無	選定されなかった理由
公益社団法人日本測量協会	○	

技術提案書の提出者を選定するための評価表

業務名: 公共測量作業効率化のための調査検討業務

所属事務所: 国土地理院

方式: 簡易公募型プロポーザルに準じた方式

公示日: 令和8年3月25日

選定通知日: 令和8年4月30日

		評価項目	判断基準	A 評価
参加表明者（企業）に関する評価	登録状況等	次に該当していること。 「令和7・8年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「基準点測量」又は「写真測量」の認定を受けている。		○
	同種又は類似業務の実績の有無	過去10か年度（平成27年度から令和6年度の間）又は当該年度（令和7年度）に元請として当該業務と同種又は類似業務の実績を1件以上有していること。（国土地理院から請け負った測量業務においては、公示日までに測量作業等（又は測量業務）成績評定通知書による通知を受けているものを評価対象とする。また、当該測量業務の成績評定点が60点未満の場合は実績として認めない。）		○
	技術者の配置状況（業務実施体制）	本業務を実施するため次のア～ウの全ての者について、常時勤務する者を配置できること。なお、本業務では兼務できない。 ア 主任技術者 測量士の資格取得後、業務種別「基準点測量」又は「写真測量」に関し8年以上の実務経験を有する者1名。 イ 作業班長 測量士の資格取得後、業務種別「基準点測量」又は「写真測量」に関し3年以上の実務経験を有する者1名。ただし、主任技術者が「基準点測量」の場合は「写真測量」とし、「写真測量」の場合は「基準点測量」とする。 ウ 担当技術者 測量士又は測量士補の資格取得後、業務種別「基準点測量」に関し1年以上の実務経験を有する者1名以上。 測量士又は測量士補の資格取得後、業務種別「写真測量」に関し1年以上の実務経験を有する者1名以上。 ・配置予定技術者は、「令和7・8年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」の技術者として登録された者であること。		○
	成績評定点の内容	前年度（令和6年度）及び当該年度（令和7年度）に国土地理院から請け負った測量業務において「基準点測量」、「写真測量」及び「調査研究」のいずれの成績評定点にも60点未満がないこと。		○
	不誠実な行為等の有無	次のア～エの一つでも該当する者でないこと。 ア 不誠実な行為 契約に関し不誠実な行為があり、当該状態が継続しており契約の相手方として不適当であると認められる場合 イ 経営状況 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合 ウ 安全管理の状況 安全管理の状況が不適当である場合 エ 労働福祉の状況 労働福祉の状況が不適当である場合		○
配置予定技術者に関する評価	配置予定技術者に必要な要件（必須条件）	評価項目	判断基準	評価
		資格要件	測量士の資格取得後、業務種別「基準点測量」又は「写真測量」について8年以上の実務経験があること。	○
		手持ち業務量	公示日時点において手持ち業務量（本業務を除く。）の契約金額が5億円以上又は件数が10件以上でないこと（500万円未満の契約は手持ち業務に含まない。）。ただし、予定価格が1000万円を超える請負契約であって、国土地理院の測量業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。 なお、手持ち業務には、低入札価格調査を実施中のもの及びプロポーザル方式における技術提案書特定後未契約のものを含むものとする。	○
		配置班予長定	測量士の資格取得後、業務種別「基準点測量」又は「写真測量」について3年以上の実務経験があること。ただし、主任技術者が「基準点測量」の場合は「写真測量」とし、「写真測量」の場合は「基準点測量」とする。	○
選定案				○